



私の視点、私の感覚、私の言葉で参加します。

シリーズで学ぶ 裁判員制度

～ 最終回 ～

県内2例目の裁判員裁判が 津地裁で行われました

県内における裁判員裁判は、昨年9月に中部地方で初めての裁判員裁判が津地裁で行われ、松阪市のコンビニ強盗事件が裁かれ、起訴内容を認めた被告に対し、懲役6年6月(求刑同8年)を言い渡し被告の控訴取り下げで刑が確定しました。

2例目は、いなべ市で昨年7月に起きた強盗致傷事件の裁判で、本年1月19日に選任手続きが行われ、参加義務のある裁判員候補者48人のうち46人が裁判所に出向き、この中から6人(男4人、女2人)が裁判員に選任されて、公判が開始されました。20日に2回目の公判があり結審し、21日に裁判員が裁判官と評議し、22日午後判決言い渡されました。

事件のあらまは、いなべ市の路上で帰宅途中の女性店員(21)の首を後ろから絞めて口をふさぎ、「静かにしろ、騒ぐな」と脅し、右肩にかけていた約2万円入りのバッグを奪い、転ばせて引きずり1週間のけがを負わせたという事件です。

19日の初公判で被告(23)は、起訴内容を大筋認めたが、被害者の首を絞めたという点については「首は絞めていない」などと否認しました。

検察官の起訴状朗読後、被告席に立っていた被告がふらつき、刑務官にささえられるというハプニングがありました。

閉廷後、弁護人は「緊張のため」と説明しました。

なお、起訴状の朗読では被害者の希望で被害者名を匿名にしたり、証拠調べにおいても被害者が特定される可能性がある写真は、傍聴席から見えるモニターには写し出さなかったほか、被害者に対する証人尋問では衝立の内側で行われるなどこれまでの裁判ではなかった配慮がなされました。

裁判の経過(概要)

第1日公判

起訴状朗読と罪状認否

検察側：被告は2009年7月14日夜、いなべ市大安町の路上で、帰宅途中の女性(21)の首を背後から絞めて口をふさぎ、「静かにしろ」などと脅迫。肩にかけていたバッグに入っていた現金約2万円などを奪い、その際に女性の左ひざに軽い擦り傷を負わせた強盗致傷罪。

被告・弁護側：起訴内容を大筋認めたが、被害者の首を絞めたという点については、「首は絞めていない」と一部否認した。

冒頭陳述

検察側：被告は2008年10月頃、会社を解雇され、2009年6月に収入を頼っていた交際相手と別れて金銭に困窮し、犯行に及んだと指摘した。

弁護側：「被告人の供述にも十分耳を傾けてほしい」と説明した。

第2日公判

被告人質問(5人の裁判員が質問した。)
裁判員A(男性)：「逮捕されてみて、今の気持ちはどうですか」と質問した。
被告：「大人として情けない」と答え、裁判員A「ありがとう」と述べた。

第40号

2010年3月1日
発行

同推くん

発行・編集
海蔵地区人権・同和
教育推進協議会
広報部
事務局地区市民センター内
電話 333-8770

子どもを育てる責任は誰なのか ～子どもの貧困問題にどう向き合うのか～



“子どもの貧困”と聞かれて頭に思い浮かぶイメージは、アジアやアフリカのやせ細った子どもたちの姿ではないでしょうか？まさかこの日本にあるわけないと思われる方が多いと思います。

しかし、全国の小中学校のあちこちで朝から保健室に駆け込む子どもたちが増えている現実があります。

先月、山形市で開催された日教組の第59次教育研究全国集会で、光熱費を抑えるために、たまにしか風呂に入らせてもらえない子どもや1年に1、2回しか理容店に行けず、髪が伸び放題の児童などの事例を取り上げた、“子どもの貧困”に関するレポートが多数報告されました。

NIKが実施した全国小中学校アンケート調査によると「この5年間で家庭の経済状況の悪化が子どもに影響を与えている事例はあるか」という問いに対して「ある」と回答した学校が84%にのぼりました。その事例として、「骨折しているのに医療費が払えないため病院に行けない子ども」、「1日の栄養量のほとんどを給食でまかなっている子ども」が増えており、「子どもたちへの将来に強い不安を抱

かざるを得ない」という回答が相次ぎました。この背景には、労働形態が、安定の正規雇用から不安定な非正規雇用へと大幅な転換が進んだこと、その結果として家庭経済が不安定化し、これまで子どもの成長を守る基盤として存在した企業による社会保障と家庭の役割という2つのセーフティネットが機能しなくなってしまったことが要因に挙げられます。

本来、子どもに平等な教育を提供するのは、親ではなく国の責任にあると考えるべきだと思います。欧州の国々では、「子どもは社会の宝物」であり、したがって教育費や子育てのお金は社会の負担と考えるのではなく、教育は社会の進歩と発展を可能にする未来への投資だという認識がスタンダードになっています。「すべての子どもが平等に健康で幸せな環境で成長していける」そのような一人の人間としての尊厳と基本的人権が守られる環境をつくり維持するのは国の責任であり、また、それをフォローするのは親の責任でもあります。そんな国をめざして、一人ひとりが考え、行動する時が来ているのではないのでしょうか。

証人質問 (被告の母親)

裁判員 B (男性): 被告が定時制高校で不登校になったことについて「きっかけはありましたか」と質問し、

母親: 「遊びを覚えるようになったことかもしれません」と答えた。

裁判員 B: (うなずいた。)

論告と弁論

・被害者の首を絞めたという争点

検察側: 「被害者の供述は具体的に信用できるが、被告の供述には不自然な点がある」と指摘した。

弁護側: 「被害者の記憶は不鮮明で信用できない」と反論した。

・弁論

検察側: 「被害者があなたたち裁判員にとって大切な人だったら、どう受け止めますか」と裁判員に訴えた。

弁護側: 「被告は23歳と若く、更生の可能性がある。社会復帰して自立すると誓っている」など述べた。

検察側: 懲役6年を求刑。

弁護側: 懲役3年、執行猶予5年(保護観察付き)を求刑し結審。

第3日公判

・判決

村田健二裁判長は、「犯行は計画的で、結果は重大」とする一方で、「殴るなどの暴行はなく、被害者のけがは軽い」として酌量減刑を適用し、懲役4年を言い渡し、第1審の裁判員裁判は終わりました。

(以上の記事は、毎日新聞、読売新聞などの記事を参考に記述しました。)

通算7回のシリーズ出裁判員制度を掲載しましたが、ひとまず今回をもって終了させていただきます。次回から、「男女共同参画社会の実現にむけて」をテーマにしてシリーズで学習資料を掲載していく予定です。

既刊号の記事

第1回 (32号) 2008. 8. 1

1. はじめに

1.0 裁判員制度を学習するにあたって

1.1 それぞれの柱の趣旨

- (1) 刑罰や刑事裁判の意味
- (2) 刑事裁判における裁判官、検察官、弁護人の役割と刑事裁判のルール
- (3) 裁判員制度の意義と裁判員の役割

2.0 刑事裁判・裁判員制度の概要

2.1 裁判員制度とは

第2回 (33号) 2008. 11. 1

2.2 裁判員の役割

第3回 (34号) 2009. 1. 1

2.2 裁判員の役割 (続き)

2.3 刑事裁判での公判手続

第4回 (35号) 2009. 3. 1

真に、自由で公正な社会の構築のために～「えん罪」を生みだす土壌をなくすには

第5回 (36号) 2009. 5. 1

真に、自由で公正な社会の構築のために～「えん罪」を生みだす土壌をなくすには (続き)

第6回 (37号) 2009. 8. 1

三重県での第1回裁判員裁判が始まるにあたって ※扱う事件は強盗致傷罪

- 1 強盗致死罪は2つに分けられる
- 2 強盗罪の基本要件
- 3 強盗傷害罪となる要件

お知らせ

2010年度委員推薦のお願い

このたび、海蔵地区において人権・同和教育の推進にご尽力いただける委員の推薦を、各自治会長さま並びに各種団体の会長さまにお願い致しました。

委員には、推進委員と啓発委員があります。推進委員は、各種団体から推薦していただくことになっており、各種研修会をはじめ必要な事業の企画運営に携わっていただきます。啓発委員は、各自治会から推薦をお願いしており、担当する主な業務は (1) 差別の実態を正しくとらえる。(2) 差別を許さない世論づくりに努める。(3) 差別事象に正しく対処する。(4) 人権学習に積極的に参加し研さんに努める。(5) 地区懇談会の運営に携わる等です。また、自治会のブロックごとに自治会長代表委員を推薦していただき、推進協議会活動全般について企画運営にご協力いただくことになっております。

海蔵地区人権・同和教育推進協議会は、1992(平成4)年に発足以来、差別の撤廃と人権尊重のまちづくりを目指す「市条例」および「よっかいち人権施策推進プラン」等にもとづき、地域における自治活動の一環として「地区懇談会」や「人権を考える集い」など学習の場を設けて、差別や人権侵害のない住みよいまちづくりを目指して活動しております。

この趣旨をご理解いただき委員として参画し、活躍していただける方をご推薦いただきますようよろしくお願い申し上げます。



会長
役員一同

子どもの権利を守るために ～条例をつくってがんばる川崎市～

1994年にわが国は「子どもの権利条約」を批准しましたが、子どもの置かれた状況を改善するための施策が進まず、子どもの虐待は無くならないし、「子どもの貧困」は現実の問題になっています。

子どもは、憲法や条約を持ち出すまでもなく、一人の人間として、かけがえのない価値と尊厳をもった存在であることは言うまでもありません。しかし、子どもたちが実際に生活している地域社会で、生活に即して保障されるべき権利を現実生活の中で活かし実現しなければ「子どもの貧困」は、ますます広がるのではないのでしょうか。それを実現するために、川崎市では、「市民とともに」「市全体で」「川崎に根ざしたものを」を基本にして、子どもの目線に立って、2000年12月に「川崎市子どもの権利に関する条例」を制定し、市、大人、子どもが一緒になって「人権尊重のまちづくり」を進めています。

条例では、子どもの権利は、子どもにとって、人間として育ち、学び、生活をしていく上でとりわけ大切なもので、以下の7つの権利の保障を掲げています。

- ・安心して生きる権利
 - ・ありのままの自分でいる権利
 - ・自分を守り、守られる権利
 - ・自分を豊かにし、力づけられる権利
 - ・自分で決める権利
 - ・参加する権利
 - ・個別の必要に応じて支援を受ける権利
- しかし、単に条例をつくれれば、これらが保障されるまちが実現するわけではありません。市・大人・子どもが一緒になって条例をつくり、それを具体化しようと努力されている姿に敬意を表したいと思います。